

消費税申告書 第一表 (原則)

新様式（ドラフト版）

付記事項	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G29	
	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし	G30	
	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G31	
	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし	G32	
参謀税務顧問の計算の特例の適用		1:適用あり 2:適用なし	G33	
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		1: 価額対価方式 2: 一括比例配分方式 3: 全額除除	G34	
上記以外		8: 2割特例		
課税標準額に係る経過措置の適用				
基準期間の課税売上高	G27			千円
金融機関名	Z01			
金融機関区分	Z02	1.銀行、2.金庫、3.組合、4.信託、5.満期		
支店名	Z03			
本店区分	Z04	1.本店、2.支店、3.本所、4.支所、5.出張所		
預金種類	Z05	1.普通、2.当座、3.定期準備、4.通知、5.通知、6.貯蓄、9.その他		
口座番号	Z06			
ゆうちょ銀行	(窓口受取)	Z07		郵便局
記号番号	Z08			
(借入の方) 公金受取口座の利用	G35			1:利用する
税理士署名	R01			
電話番号(税理士)	R02			
税理士法第30条の書面提出		提出あり: 1	G36	
税理士法第33条の2の書面提出		提出あり: 1	G37	

令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

L

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

②⑥=(①①+②②)-(③③+④④+⑤⑤+⑥⑥)・修正申告の場合②⑥=(①①+②②)
 ②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に⑨欄の数字を記載し、⑬欄×22/78から算出された金額を⑭欄に記載してください。

国税システムの更改に伴う申告書等の様式の変更点（別紙）

消費税申告書 第二表

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納税地 (フリガナ) 法人名 (フリガナ) 代表者氏名

改正法附則による税額の特例計算
軽減売上割合 (10営業日) 附則38①
小売等軽減仕入割合 附則38②

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

令和7年4月1日 令和8年3月31日

課税標準額 (第一表) の①欄へ

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額

3%適用分
4%適用分
6.3%適用分
6.24%適用分
7.8%適用分
(②～⑥の合計)

特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)
(⑧・⑨の合計)

⑪の内訳

3%適用分
4%適用分
6.3%適用分
6.24%適用分
7.8%適用分

返還等対価に係る税額
※申告書(第一表)の⑤欄へ

売上げの返還等対価に係る税額
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)
(⑩～⑬の合計)
4%適用分
6.3%適用分
6.24%及び7.8%適用分

(注1) ⑧～⑩及び⑬欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ⑩～⑬欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

現行様式

新様式（ドラフト版）

様式ID NTA0SHA010020100

課税標準額等の内訳書

郵便番号 電話番号 F07

フリガナ 納税地 F06

フリガナ F03

名称又は屋号 F04

フリガナ F06

代表者氏名又は氏名 F07

軽減売上割合 (10営業日) G25 提出あり: 1 附則38①

小売等軽減仕入割合 G26 提出あり: 1 附則38②

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

消費税の G01 1: 確定, 2: 中間, 3: 修正確定, 4: 修正中間

中間申告の場合の対象期間

自 NO1 元号 年 月 日

至 NO2 元号 年 月 日

課税標準額 (第一表) の①欄へ

課税標準額 ① G02 〇〇〇

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額

3%適用分 ② G03

4%適用分 ③ G04

6.3%適用分 ④ G05

6.24%適用分 ⑤ G06

7.8%適用分 ⑥ G07

(②～⑥の合計) ⑦ G08

特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)

6.3%適用分 ⑧ G09

7.8%適用分 ⑨ G10

(⑧・⑨の合計) ⑩ G11

消費税額 (第一表) の②欄へ

⑪の内訳

3%適用分 ⑫ G13

4%適用分 ⑬ G14

6.3%適用分 ⑭ G15

6.24%適用分 ⑮ G16

7.8%適用分 ⑯ G17

返還等対価に係る税額 (第一表) の⑤欄へ

売上げの返還等対価に係る税額 ⑰ G18

特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1) ⑱ G20

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)

(⑳～㉓の合計) ㉔ G21

4%適用分 ㉕ G22

6.3%適用分 ㉖ G23

6.24%及び7.8%適用分 ㉗ G24

(注1) ⑧～⑩及び⑬欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔～㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第二表 令和四年四月一日以後終了課税期間分